

司 会

## 【1. 開会】

定刻がまいりましたので、これより会議を始めさせていただきます。本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は、本日、司会を務めさせていただきます、都市計画課の竹原と申します。よろしくお願いいたします。

まず、地震発生時の行動及び避難経路についてアナウンスさせていただきます。

地震が発生した場合ですが、机の下などにもぐり、揺れがおさまるまで頭を守ってください。揺れがおさまったら、職員の誘導に従い、外へ避難してください。なお、非常口（非常階段）は、そちらの出入り口を出て右に進んでいただき、すぐある階段で1Fに降りてください。降りられなかったら、外へ避難してください。

本日、ご審議いただきます案件は、産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてでございます。

岡山県都市計画審議会細則第7条による「建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく卸売市場等の用途に供する特殊建築物の敷地の位置に関する事項」に該当するもので、この審議につきましては、審議会会長から常務委員会に付託されております。

本日、ご出席いただきました委員の方は、6名中5名でございまして、岡山県都市計画審議会条例の規定により「半数以上」を満たしております。

よって、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日ご出席の委員の皆さまの紹介につきましては、同じ資料の2ページ目「出席者名簿」をもってかえさせていただきます。

司 会

## 【2. 議事】

議事に先立ちまして報道関係の皆様をお願いいたします。

本委員会は、岡山県都市計画審議会運営細則により、「原則公開」でございしますが、委員会におきまして、出席の3分の2以上の委員の議決により、非公開とすることができるという規定でございます。

誠にお手数ではございますが、公開・非公開の採決が終わるまで、退場をお願いいたします。採決が終わり次第、その結果につきまして事務局からご連絡いたします。

（報道関係者 退場）

司 会 それでは、議事に入らせていただきます。  
まず、議事に先立ちまして、お手元の資料をご確認いただきます。資料は全部で3種類ございます。まずA4版の「議事次第」と書かれた資料、次にA4版の「議案集」、次に「説明資料」と書かれたA3版の資料でございます。

### (1) 委員長選任

司 会 それでは、条例第8条第3項の規定に基づきまして、常務委員会の委員長を置くことになっておりますが、これは、委員の互選になっております。委員長の選任につきまして、ご意見ございますでしょうか。

委 員 常務委員会の過去の議案といたしますか、そういうものを振り返ってみますと、建築基準法に関わるものが非常に多くなっております。

その分野にお詳しいということで、塩飽委員さんをお願いしてはいかかと思えますけれども、皆様、いかがでしょうか。

(委員：異議なし)

司 会 はい、ありがとうございます。それでは、塩飽委員に委員長をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

委 員 長 はい、分かりました。それでは、お引き受けさせていただきます。

司 会 条例第7条によりまして、議事の進行を委員長にお願いすることになっております。お席はそのまま、よろしくお願いたします。

委 員 長 それでは、失礼させていただきます。

ご指名をいただきまして、委員長を務めさせていただきます、塩飽でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、慎重なご審議を、また、事務局の皆様には円滑な審議へのご協力をいただけますよう、お願いを申し上げます。

### (2) 署名委員の指名

委 員 長 それでは、議事を進めてまいります。はじめに、「署名委員の指名」をさせていただきます。

署名委員は今回の委員会の議事録を、委員を代表して確認と署名をいただくものでありますが、今回は多田委員と、橋本委員のお二方をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

### (3) 公開・非公開の採決

委員長 では、次に、今回の常務委員会を公開で進めるか、非公開で進めるかにつきまして、お諮りしたいと思います。

まず、事務局から今回の常務委員会におきます付議案の概要について説明をお願いします。

事務局 都市計画課の小栗と申します。概要につきまして、座って説明をさせていただきます。

本日の常務委員会では、岡山県都市計画審議会条例第8条第1項の規定に基づきまして、審議会の権限に属する事項のうち軽易なものをお諮りするものでございます。

本日、ご審議をいただきます案件は、1件でございます。建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設の敷地の位置につきまして、都市計画上、支障があるかどうかをご審議いただくものでございます。説明は、以上でございます。

委員長 わかりました。建築基準法第51条ただし書きによります付議案件に関しましては、非公開とすべき特段の理由はないと考えます。従いまして、本委員会は公開することとし、希望者の傍聴を許可することとしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

委員長 ありがとうございました。

本日の委員会は公開とし、傍聴者の会場への入室を許可することとします。

また、報道・傍聴希望者の中に本委員会中の撮影・録音の希望がある場合の対応につきましては、不許可とすべき特段の理由もないことから、委員会進行の妨げにならない範囲に限り、撮影・録音を許可することとしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

委員長 ありがとうございました。それでは、本日の委員会では進行の妨げにならない範囲に限り、撮影・録音を許可します。それでは、事務局は報道関係者、傍聴者を案内して下さい。

(報道関係者 入場)

#### (4) 第1号議案の審議

委員長

それでは、議案の審議に入ります。

第1号議案につきまして、事務局からの説明をお願いします。

事務局

都市計画課の小栗と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、「第1号議案 株式会社田中商会 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」ご説明させていただきます。

株式会社田中商会が設置する産業廃棄物処理施設の建築許可にあたりまして、「その敷地の位置について、都市計画上支障がないか」ということにつきまして、本審議会で審議していただくものでございます。

お手元の資料1ページをご覧ください。

はじめに、「都市計画審議会に付議する理由」についてご説明いたします。建築基準法第51条では、都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設等の建築物は、都市計画においてその敷地の位置を決定しているものでなければ、新築・増築はできないとされております。

ただし、都市計画決定がなされていない場合においては、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が、都市計画上支障がないと認められた場合は、新築、増築が可能となると定められております。

今回ご審議いただきます案件は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、いわゆる「廃棄物処理法」の施行令に掲げる産業廃棄物の処理施設であり、県が都市計画を定めるべき都市施設でございますが、その敷地の位置を都市計画決定していないことから、建築許可を行う特定行政庁である倉敷市長から、県の都市計画審議会に対し議案として付議するよう依頼があったもので、左下の「産業廃棄物処理施設の建築許可の申請フロー図」のとおり本日の審議にて、議決していただきましたら、市から申請者に建築許可を出すという流れになっております。

中段の点線で囲まれた中には、建築基準法などの関連する法律の条文を抜粋したものを掲載しておりますが、最下段青文字の「廃棄物処理法施行令に掲げる産業廃棄物の処理施設とは」をご覧ください。

産業廃棄物処理施設とは、「廃棄物処理法施行令」の第7条に規定されておりますが、施設の種類ごとに処理能力の数値が定められており、これを超える能力を有する施設となります。なお、今回審議対象となるのは、施行令第7条のうち、第7号及び第8号の2に規定されている廃プラスチック類やがれき類などの破碎処理施設でございます。

右上の「位置図」をご覧ください。

敷地の位置を赤い丸印で示しております。敷地は、倉敷市玉島乙島の玉島ハーバーアイランド内になります。

用途地域は、濃い青色部分の工業専用地域が指定されておまして、今回は、破碎の中間処理を行う産業廃棄物処理施設であります。最も適した用途になってございます。

それでは、設置する「施設の概要」をご説明させていただきます。

「設置する施設の概要」をご覧ください。

事業者は、株式会社田中商会、敷地の面積は約8,300㎡であり、対象となる施設は右図のような破碎機の新設1台でありまして、建築物を新築し、その中に破碎機を設置するものでございます。稼働時間は、午前8時から午後5時の8時間となります。破碎機は、一日8時間あたりで、廃プラスチック類では36.8t、木くずでは203.2t、がれき類では390.4tの処理能力があります。これらの処理能力が、廃棄物処理法施行令に掲げる産業廃棄物の処理施設に該当する規模となりますので、建築基準法第51条のただし書きに従い、県の都市計画審議会において、その敷地の位置が、都市計画上支障がないかどうかについて、ご審議いただくものでございます。なお、審議対象ではありませんが、金属くずやガラスくず、陶磁器くず、コンクリートくずの破碎処理も可能な施設になりまして、実際に事業者が主に受け入れる産業廃棄物は、「金属くず」と聞いております。

資料2ページ目をご覧ください。

次に、ご審議いただく上での「都市計画上の観点」について、説明させていただきます。今回の施設が、都市計画上支障がないかどうかをご検討いただくにあたりまして、2つの観点をあげております。

1点目は「当該施設の敷地の位置と既存の都市計画との整合」ということで、敷地及びその周辺の用途地域の指定の状況、「風致地区や景勝地」の有無、さらには「学校、病院、公園」などの公共施設との位置関係についてでございます。

2点目は「都市環境への影響」ということで、新しく施設が稼働することに伴う搬出入の車両の増加による交通への影響はどうか、また、施設の稼働により周辺環境への影響について調査した「生活環境影響調査」の結果による評価はどうか、という観点でございます。

まず、1つめの観点「当該敷地の位置と既存の都市計画との整合」について、ご説明いたします。中段の付近見取り図と併せて、ご確認下さい。

左下の「1. 敷地及び周辺の用途地域の指定状況」でございますが、申請のあった敷地の位置は、廃棄物処理施設を設置する位置として望ましいとされる工業専用地域であり、また、住居系の用途地域とも近接していないことから、産業廃棄物処理施設の立地場所としては、問題ないと考えております。

次に2番目ですが、当該敷地及び周辺には「風致地区や景勝地」はありません。

「3. 学校、病院、公園などとの位置関係」については、上記の付近見取り図にも示しておりますとおり、いずれも当該敷地から離れており、影響がない位置関係にあると考えております。

以上のことから、既存の都市計画との整合に問題はないと判断しております。

資料の右側をご覧ください。

2つ目の観点の「都市環境への影響」でございます。

まず「1. 搬出入車両の増加に伴う交通への影響」でございます。当該施設への搬出入に関する廃棄物運搬車両の台数は、施設の最大処理能力、ここでは、がれき類の1日8時間当たりの最大処理能力390.4tから算出しておりますが、10tトラックで40台、往復計80台であり、付近見取図の茶色線でお示ししております、運搬経路となる主要道路における大型車現況交通量の約四千台と比較して非常に少ないため、道路交通への影響は軽微であると考えられます。なお、交通量調査地点は、茶色の三角印の箇所でごままして、直近に民家がある「市道堀貫線」と「倉敷みなと大橋」との交差点付近となります。

次に「2. 生活環境影響調査による評価」についてでございますが、周辺環境については、当該産業廃棄物処理施設の設置の許可に伴い、廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査を実施しており、倉敷市の環境部局における技術的な審査において、問題はないと判断されております。よって、都市環境への影響についても問題はないと判断しております。

なお、参考までに、資料中段に記載しております。

今回事業者が実施した、「生活環境影響調査の項目と調査・予測結果、及び評価」をご覧ください。市の技術審査の結果では、大気汚染（粉じん）については、施設が建屋内に設置されること、及び計画地から直近の他の用途地域までの400mの範囲には民家等が立地していないことから、周辺地域に与える影響は少ないものと評価されております。

また、騒音・振動については、工業専用地域であり、騒音と振動のそれぞれの規制法の「規制基準」はともに適用されませんが、それぞれお示ししておりますように、いずれも予測値が類似用途の「工業地域」に適用される基準値以下であり、周辺環境の影響は少ないものと評価され

ております。なお、こちらの施設の設置につきましては、隣接地の所有者であるヨコタ商店の了解も得られているという状況でございます。

以上をもちまして、当案件は、その敷地の位置については、都市計画上、支障がないものと考えております。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

委員長 ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思っております。

委員 都市環境への影響というところで交通への影響ということに触れておりますけれども、大型車現況交通量8時から17時まで約四千台と比較して影響が少ないということですが、そもそも、その道路における現況交通量自体が、例えば、満杯であり、これ以上増えたら処理しきれないという状況ではなくて、約四千台の交通量は、その道路に対して影響がなく、その上で今回予測している往復80台が加わっても影響が少ないというならばいいんですけれども、現況交通量自体が、現在どういう状況なのかというのが一点。

もう一点は、搬出入ルート付近に、乙島東小学校がありますが、この小学校の通学路はこの道路に影響しているのか。つまり、朝の8時から交通が出入りするのであれば、大型車が往復80台とはいえ、子どもの通学に、全く危険がないとも言い切れないと思っておりますので、この辺りどういふふうな見解であるのかということを含めて教えていただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

委員長 ただいま、委員の方から質問がございました項目2点あるかと思っております。一点目が四千台という数値がどうなのかということと2点目が通学路との関係性はどうなのかということの2点。

事務局から説明できましたらよろしく願いします。

事務局 本箇所の道路が市道堀貫線になりまして、片側二車線、合計四車線の道路になっております。

現況交通量ですが、今回の申請に当たり、申請者が交通量調査を行っております。あと倉敷市も現況交通量の調査を平成27年に行っております。

交通量調査等の結果ですが、混雑度等までは把握はしていないが、当委員会の付託に先立ち、倉敷市都市計画審議会の方にもお諮りをしておりまして、特段問題がないというふうに聞いております。

委員 混雑度というよりも、現在の沿道の環境として騒音振動値が例えば要請限度以内に入っているだとか、環境基準値内に余裕を持って満足しているかどうか、そういうふうな定量的な数値、客観的なデータでお示しただけならなと思います。

事務局 騒音と振動についてですが、現地で測定を行っております。全ての観測時間帯で要請限度である75dbになりますが、これを全て下回っていることを確認しております。例えば8時台から16時台までは、概ね72dbというデータを測定しております。

委員 まだ余裕があるということですね。

事務局 はい。2点目でございますが、通学路に関する影響についてでございますが、今回この事業計画を行うにあたりまして、隣接の土地所有者等に事業計画を説明し、了解を得ていることと付近の住民等から特段の意見がなかったというふうに聞いておりますので、今回この事業を行うにあたり支障がないというふうに考えております。以上でございます。

委員 ありがとうございます。

委員長 つまりは、測定値では、余裕がまだありますよってということと、それからあと周辺関係者などへ説明をして了解を得ていますってということと、今回の事業を行うことによる通学路への支障がないってということとよろしいですかね。

(委員：異議なし)

委員長 他にどなたかご意見がありませんか。

ないようでしたら、この議案につきまして、承認することとしてよろしいですか。

(委員：異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、第1号議案につきまして、承認することと決定いたします。

#### 【4. 閉会】

委員長

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。  
円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。  
それでは、進行を事務局にお返しします。

司会

皆様には、ご審議いただきまして、ありがとうございました。  
これをもちまして「第13回岡山県都市計画審議会常務委員会」を閉  
会いたします。本日は、誠にありがとうございました。